

令和4年6月1日

東村山市子育て総合支援センター指定管理者選定委員会設置要領

(設置)

第1 東村山市子育て総合支援センターを指定管理するについて、東村山市地域福祉センター条例（平成20年6月30日条例第20号）第23条に規定する指定に係る選定を行うため、東村山市子育て総合支援センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 選定委員会の所掌事項については、次のとおりとする。

- ① 実施要領（案）を基に実施要領を確定すること。
- ② 提案事業者等の選定をすること。
- ③ 企画提案書等の審査をすること。
- ④ 指定管理者候補者を特定すること。
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、指定管理者候補者の選定等に関し必要と認められる事項。

(組織)

第3 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 松谷副市長
- (2) 副委員長 子ども家庭部長
- (3) 委員 経営政策部次長、東村山市立第四保育園長、学識経験者1名、財務に関する有識者1名、0歳から2歳の子どもを持つ子育て世帯の方1名、公募市民1名

2 前項の規定に関わらず、審査対象団体等と利害関係その他特別な関係を有すると認める者については、選定委員会の委員となることはできない。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

(書面又はオンライン会議システムによる審議)

第6 委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面による会議の開催が困難又は不適當であると認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、書面（電磁的記録を含む。次項において同じ。）又はオンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による審議を行うことができる。

2 前項に規定する書面による審議は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問う方法によって行うものとする。

3 前項の規定により意見又は賛否を表明した委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

4 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信されない場合にあつては、音声）の送受信により認識される委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

(意見等の聴取)

第7 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席をさせ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8 委員は、審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期を終了した後も同様とする。

2 委員は、選定の公平性・中立性を損なうことのないよう対象となる法人との関与につき、十分な配慮をしなければならない。

(任期)

第9 委員の任期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項による東村山市子育て総合支援センターの指定管理者の指定に係る議会の議決を受けるまでとする。

(報償)

第10 選定委員会に出席した委員及び第7の規定に基づき出席を求められた者に対して、報償を支払うことができる。ただし、東村山市職員であるものを除く。

(庶務)

第11 選定委員会の庶務は、子ども家庭部地域子育て課において処理する。

(委任)

第12 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(適用)

第13 この要領は、制定された日から適用し、地方自治法第244条の2第6項による東村山市子育て総合支援センターの指定管理者の指定に係る東村山市議会の議決を受けた日を以てその効力を失う。